

吸収分割に係る事後開示書面

2020 年 10 月 1 日

日本リビング保証株式会社

リビングポイント株式会社

2020 年 10 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書面

東京都新宿区西新宿 4 丁目 33 番 4 号

日本リビング保証株式会社

代表取締役 安達 慶高

東京都新宿区西新宿 4 丁目 33 番 4 号

リビングポイント株式会社

代表取締役 安達 慶高

日本リビング保証株式会社（以下「承継会社」といいます。）及びリビングポイント株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2020 年 8 月 21 日付で締結しました吸収分割契約書（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社の住宅および住宅設備の検査、点検、修繕に係る事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本件吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2020 年 10 月 1 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続きの経過

（1）会社法第 784 条の 2 の規定による手続きの経緯

分割会社の株主は承継会社のみであるため、会社法第 784 条の 2 の規定に定める手続きを行っておりません。

（2）会社法第 785 条の規定による手続きの経緯

本件吸収分割は、分割会社において会社法第 784 条第 1 項に規定する略式吸収分割に該当するため、会社法第 785 条の規定に定める手続きを行っておりません。

（3）会社法第 787 条の規定による手続きの経緯

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定に定め

る手続きは行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続きの経緯

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 8 月 31 日付で官報による公告を行いました。申述期限までに異議を申述した債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経緯

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続きの経過

本件吸収分割は、承継会社において会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定に定める手続きを行っておりません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続きの経過

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、会社法第 797 条の規定による手続きは行っておりません。

(2) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過

会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、2020 年 8 月 31 日付で官報による公告及び同日電子公告による公告を行いました。申述期限までに異議を申述した債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は 2020 年 10 月 1 日をもって、分割会社の住宅および住宅設備の検査、点検、修繕に係る事業に関して有する本件吸収分割契約書所定の権利義務を承継いたしました。

5. 本件吸収分割に係る変更の登記をした日

2020 年 10 月 15 日(予定)

6. 上記のほか本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上